

建築主は事前協議義務化

“景観守る住民”2団体認定

「修徳」と「先斗町」の協議会



京都市の「地域景観づくり協議会」に初めて認定された修徳学区と先斗町の関係者ら（京都市中京区）

京都市 条例改正で初

京都市は1日、地域住民が主体となって景観保全に取り組み「地域景観づくり協議会」に、修徳景観まちづくり協議会（下京区）と先斗町まちづくり協議会（中京区）の2団体を初めて認定した。昨年4月に改正された市街地景観整備条例に基づき、それぞれの対象区域で建築物を建てる事業主は今後、景観手続きに入る前に、地域の景観形成に向けて各団体と協議する義務を負うことになる。

都心部で多くの町家が残る修徳協議会では、近年相次ぐマンション建設を受け、地域の町並み形成のルールを定めた「修徳まちづくり憲章」を策定し、住民同士がまちの将来像を共有している。

花街・先斗町の7町内会ですくする先斗町協議会は、お茶屋や料亭が並ぶ小道の風情を保全していくため、町内会員の客引きや華美な看板を自主規制する「町式目」を定め、その実践に努めている。

が出席し、門川大作市長から認定証を受け取った。修徳協議会の荒川晃嗣会長は「マンションの建築主に意見を言っても、『もう遅い』と断られる状態が続いていた。今後は地域の意見を少しでも反映させることができる。学区の町並みが良くなれば周囲にも広がる」と意欲を見せた。

中京区の市役所で開かれた認定式には、2団体の関係者ら約10人が出席し、門川大作市長から認定証を受け取った。修徳協議会の荒川晃嗣会長は「マンションの建築主に意見を言っても、『もう遅い』と断られる状態が続いていた。今後は地域の意見を少しでも反映させることができる。学区の町並みが良くなれば周囲にも広がる」と意欲を見せた。

先斗町協議会の金田祐一副会長は「地域内で摩擦もあるが、これ以上町並みを壊したくない。認定を契機に取り組みを強化し、新規出店者ともしっかりと協議して先斗町の良さを残したい」と話した。

（広中孝至）